



士別ロータリークラブ会報

創立1960・3・24 RI第2500地区

vol. 17 No. 2116

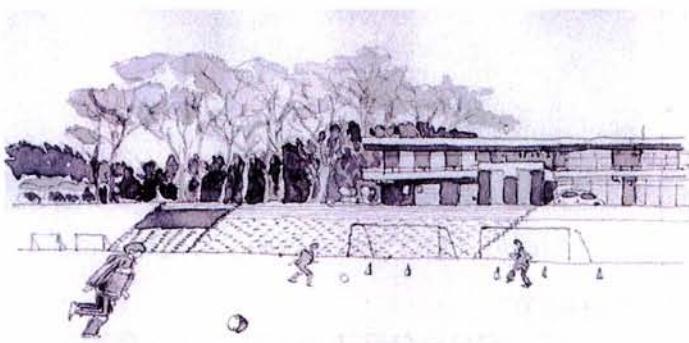
二世紀への出発 原点に戻ろうロータリー

超我の奉仕。

百年を礎に原点に戻ってもう一度ロータリーを語ろう

2005~2006年度 RI会長

カール・ヴィルヘルム・ステンハマー



百瀬達夫画

例会場／士別グランドホテル
 例会日／毎週月曜日 12:10~13:10
 事務所／士別グランドホテル
 TEL (0165) 23-1234

会長／汐川泰晴
 副会長／織戸俊二
 幹事／川原一夫

士別河川防災ステーション（天塩川河川敷）

第2193回例会 2005年11月28日（月）

今日のプログラム · 夜間例会

■前週（11月21日）の記録■ · 普通例会 · 委員会報告

司会 藤吉敏博会場監督
 齊唱 我等の生業
 本日の出席 出席率87.5% 会員64人中 出席者56人
 本日の欠席 (犬伏彰吾)、加藤博、黒田康敬、中川涼一、扇谷雅樹、大野裕一郎、国森和麿、山本俊一
 メーケアップ
 ビジターメート
 ニコニコBOX 織戸俊二（平成17年度北海道産業貢献賞受賞）、武田修会員（葬儀御礼）
 累計143,000円

例会予定

11月のロータリー月間「ロータリー財団月間」

- 11月7日（月） 普通例会・理事会
- 11月14日（月） 普通例会
- 11月21日（月） 普通例会
- 11月28日（月） 夜間例会

12月のロータリー月間「家族月間」

- 12月5日（月） 普通例会・年次総会・理事会
- 12月12日（月） ファミリーパーティー
- 12月19日（月） 普通例会
- 12月26日（月） 特別休会

■会務報告

汐川泰晴会長

今年の明るい話題、皇族の身分を離れ民間人となられた天皇家の長女の紀宮清子さまと黒田慶樹さんが、15日に結婚式を挙げられたニュースが全国に報じられました。

飾らず控えめな挙式と披露宴は、お2人の心遣いと人柄が表れ、いつも笑顔を絶やさず、お互いを見詰め合う気の合ったまなざしが印象的でございました。

「飾らず、晴れの旅立ちに」、お2人の未来が幸多いうものとなるようお祈り申し上げる次第でございます。また、清子さまは北海道が大好きとの事でございます。

その北海道において、またもやってくれました駒大苫小牧高校野球部の明治神宮野球大会の初優勝。今年1年の夏の甲子園、秋季国体、神宮大会と三つの全国大会制覇を成し遂げ、野球部一丸となった素晴らしい活躍を、心より祝福を申し上げたいと思います。

この度、織戸俊二副会長さんが、北海道産業貢献賞の表彰式で、卓越した技能者として表彰されました。今後も益々のご活躍をご期待申し上げ、心よりお祝い申し上げます。

さて、今月のロータリー一月間に因んで、先の例会において、佐藤財団委員長さんよりお話しがございました、ロータリー財団プログラムの最新情報を基に、当地区内における関連の深い分野、また、これからさらに重要とされる分野を中心に、後程、目的指針のお話を頂くことになっております。

なお、国際ロータリーの悲願でありましたポリオ撲滅を、この100周年の記念大会までに終了する予定との事でございましたが、残念ながら完全に達成するまでには至らず、今後さらに努力が続けられると思います。

近い時期には実現出来る事を願い、慈愛の手を更に差し延べて参りたいと思います。

ロータリー財団への、より深いご理解とご協力を、よろしくお願ひ申し上げます。

■幹事報告

川原一夫幹事

1) 12月理事会の開催案内。審議事項の都合により、11月28日夜間例会前の午後5時から当ホテル会場で開催。

2) 受信文書=ガバナー月信。理事、委員長はお持ち帰りを。

■委員会報告

佐藤元信ロータリー財団委員会委員長

○報告内容の項目=ロータリーの歩み、財団の寄付金の推移、経理状況、年次基金、マーケティング

計画、ロータリー財団と投資の関係、事例の紹介、マッチング・グラント、毎年100ドルの寄付のお願いなど、ロータリー財団の最新プログラムとその財政的背景など、多岐の内容にわたって、その要約が説明されました。

マッチング・グラントについては現在、人工呼吸器の寄贈について、準備を進めているとのことでした。



財団のプログラムを説明する佐藤委員長

■連載③

士別ロータリークラブ定款改正条項（案）

(12月例会にかけるため定款改正の案を検討中です)

※茶太字部分が改正分

第7条 職業分類

第1節 一般規定

旧 (b) 是正または修正

理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を……

新 (b) 是正または修正

理事会は、**正当な理由がある場合**、在籍中の会員の職業分類……

第2節 制限

旧 ……引退した会員はその職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類……

新 ……引退した会員はその職業分類に属する会員総数に含めてはならない。**選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。**会員が職業分類……